

公益社団法人 会社役員育成機構

定 款

平成22年 8月26日 作成

令和7年 3月8日 一部変更

第1章 総則

【名称】

第1条 本法人は、公益社団法人 会社役員育成機構（英文名は The Board Director Training Institute of Japan）と称する。

【事務所】

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 本法人は、コーポレート・ガバナンスの向上に資する事業及び一般市民に対する啓蒙活動を通じて、日本の企業及び経済の健全な発展に寄与することをもって、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

【事業】

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する研修プログラム及び育成プログラムの実施
- (2) 取締役、監査役その他の役員等の適格者の認定及び資格の付与
- (3) 会社又は個々の取締役、監査役その他の役員等がコーポレート・ガバナンスの観点から自己を評価するためのツールの提供
- (4) コーポレート・ガバナンスに関する相談、助言及び助成
- (5) コーポレート・ガバナンスに関する情報の提供、及び書物の刊行販売
- (6) コーポレート・ガバナンスに関する調査研究及び提言
- (7) コーポレート・ガバナンスに係る人材の育成及び人材情報の提供
- (8) その他本法人の目的達成に資する事業

2 前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 前項第4号に掲げるもの以外に関する相談、助言及び助成
- (2) 前項第5号に掲げるもの以外に関する情報の提供、及び書物の刊行販売

- (3) 前項第6号に掲げるもの以外に関する調査研究及び提言
 - (4) 前項第7号に掲げるもの以外に係る人材の育成及び人材情報の提供
 - (5) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する事業
 - (6) 職業紹介及び労働者派遣事業
 - (7) 有価証券及び不動産等資産運用に関する投資助言情報提供業務
 - (8) 広告代理店業務
 - (9) 前各号に附帯する一切の事業
- 3 前2項の各号の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

【法人の構成員】

第5条 本法人は、本法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により入社が承認され本法人の社員となつた者をもつて構成する。

【社員の資格の取得】

第6条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入社を申しをし、その承認を受けなければならない。理事会は、社員総会において定める入社規程に定める基準に従つて、その可否を決定する。

【経費の負担】

第7条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎年、社員は社員総会において定める社員負担金規程に記載の社員負担金を支払う義務を負う。

- 2 既納の社員負担金は、理由の如何を問はず、返還しない。

【任意退社】

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

【除名】

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

【社員資格の喪失】

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 第7条の支払を3箇月以上遅滞したとき。

第4章 社員総会

【構成】

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

【権限】

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令で定められた事項

【開催】

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

【招集】

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

【議長】

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

【議決権】

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

【決議】

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【議決権の代理行使等】

第18条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては前条の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

- 2 理事会において社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができ

ることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、当該議決権の数を前条の出席した社員の議決権に算入する。

【決議の省略】

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとし、第14条から前条までの規定は適用しない。

【議事録】

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 賛助会員

【賛助会員】

第21条 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本法人の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

第5章の2 法人会員

【法人会員】

第21条の2 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人その他の団体を法人会員とする。

2 法人会員は、理事会の定めるところにより、本法人の事業活動に参加することができる。

3 法人会員は、理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、法人会員及び会費に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

第6章 役員

【構成】

第22条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち2名を代表理事とする。

【役員を選任】

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

【役員要件】

第24条 本法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 本法人の監事には、本法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

【理事の職務及び権限】

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

【監事の職務及び権限】

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員任期】

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員解任】

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

【報酬等】

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める役員の報酬及び費用に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【役員損害賠償責任の免除】

第30条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

【外部役員責任限定契約】

第31条 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

【構成】

第32条 本法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

【招集】

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

【決議】

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

【株式又は出資に係る議決権の行使】

第36条 本法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

【議事録】

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

【事業年度】

第38条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第39条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【事業報告及び決算】

第40条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

【公益目的取得財産残額の算定】

第41条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第43条の規定はこれを変更することができない。

【公益認定の取消し等に伴う贈与】

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【解散】

第44条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の帰属】

第45条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

【剰余金の処分制限】

第46条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第10章 公告の方法

【公告の方法】

附則（平成22年8月26日変更）

- 1 本定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

附則（令和7年3月8日変更）

- 1 本定款の変更（第5章の2の追加）は、令和7年3月8日から施行する。